

# 豊後高田市立田染小学校『いじめ防止基本方針』

平成26年1月29日策定

## 1. いじめの定義と基本的な考え方

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法より）

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ等防止基本方針」を定める。

いじめの基本認識は、下記のとおりである。

### 【いじめの基本認識】

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

## 2. いじめ防止の基本的な方向と取組

いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む。）は以下のポイントである。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

## (1) 指導体制、組織体制

- ①校内『いじめ等防止対策委員会』の設置と定期的開催
  - ・校内のいじめ等防止対策委員会の設置を行い、定期的に開催する。
  - また、いじめ等が発見された場合には臨時に開催し、早期対応にあたる。
- ②いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
  - ・児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。
  - ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ③相談体制やカウンセリング体制の充実
  - ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
  - ・スクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。
  - ・カウンセリングマインド研修を実施し教師のカウンセリング技量の向上を図る。

## (2) 年間指導計画

月	年間指導計画	教職員研修
4月	学級づくり (仲間づくり)	研修会(1回目) ※取組の確認
5月	アンケート調査(1回目) 面談(全児童)	
6月	人権学習 (参加型体験学習)	
7月	人権集会(全児童)1回目 (参加型体験学習)	研修会(2回目) ※1学期の振り返りと2学期の準備
8月	平和学習	スキルアップ研修
9月	秋季大運動会	
10月	アンケート調査(2回目) 面談(全児童)	
11月	人権集会(全校児童)2回目 (参加型体験学習)	研修会(3回目) ※2学期の振り返りと3学期の準備
12月	薬物乱用防止教室	
1月	学習発表会	
2月	アンケート調査(3回目)	研修会(4回目)

	面談（全児童）	※3学期の振り返りと次年度の準備
3月	卒業式・修了式	

### 3. いじめ防止の措置

#### （1） いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

##### ①人権教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

##### ②道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

##### ③体験活動の充実

- ・ 児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき・発見し・身につける学習活動を積極的に取り入れる。
- ・ 環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に計画的に取り入れる。

##### ④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・ 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

##### ⑤保護者や地域の方への働きかけ

- ・『小野市いじめ等防止条例』の周知徹底を図る。
- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る

## (2) 早期発見、早期解決 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

### ①日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

### ②観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

### ③日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳（生活振り返り欄）の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

### ④教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。（学期に1回）

### ⑤いじめ実態調査アンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、学期に1回実施す

る。その他、必要に応じて随時実施する。

(3) 早期の適切な対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

①正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録を残す。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

②指導体制、方針決定

- ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

③子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

④保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

⑤いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実意を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

4. ネット上のいじめへの対応

①啓発・研修

- ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、研修会や授業にいかす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

②早期発見・早期対応

- ・家庭での指導も不可欠であるので、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・日常から情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

③関係機関との連携

- ・ ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

## 5. 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。